

1. 経済財政運営と改革の基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定)

第3章 「新たな日常」の実現

3. 「人」・イノベーションへの投資の強化 — 「新たな日常」を支える生産性向上

(1) 課題設定・解決力や創造力のある人材の育成

① 初等中等教育改革等

学校の臨時休業等の緊急時においても、**安全・安心な教育環境⁶⁶を確保**しつつ、全ての子供たちの学びを保障するため、少人数によるきめ細やかな指導体制の計画的な整備やICTの活用など、新しい時代の学びの環境の整備について関係者間で丁寧に検討する。

66 老朽化対策やバリアフリー化の推進を含む**学校施設の整備**、組織的・実証的な安全対策に取り組むセーフティプロモーションスクールの考え方を参考にした学校安全等。

② 大学改革等

STEAM人材の育成に向けて、教育・研究環境のデジタル化・リモート化、**研究施設の整備**、国内外の大学や企業とも連携した遠隔・オンライン教育を推進するとともに、データサイエンス教育や統計学に関する専門教員の早期育成体制等を整備する。医工連携をはじめとする分野融合人材の育成、**高等専門学校の高度化・国際化**、専門職大学、専門学校、大学院等における企業等と連携・協働した社会のニーズに応える実践的な職業教育や博士課程教育をはじめとする高度人材教育の構築等を推進する。

国立大学法人運営費交付金の客観・共通指標による成果に基づく配分対象割合・再配分率を順次拡大しつつ、第4期中期目標期間の新たな配分ルールを検討する。

1. 経済財政運営と改革の基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定)

(2) 科学技術・イノベーションの加速

研究の人材・資金・環境の改革と大学改革を一体的に展開し、基礎研究をはじめとする研究力の更なる強化を目指す。(中略)事業再編を促進するための環境整備などを通じて、オープン・イノベーションを推進するとともに、イノベーション・エコシステムの維持・強化に向けた取組⁷⁶を推進する。

76 感染症拡大を受けて産学連携を促進しスタートアップ活動の停滞を防ぐためにも、社会変革や社会課題の解決につながる優れた新事業を目指す産学官の共同研究開発の強化や大学発ベンチャー支援、**地方大学を核とした共創の場の構築支援**・アントレプレナーシップ教育等を推進。

2. 成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日閣議決定)

4. オープン・イノベーションの推進

(2) 新たに講ずべき具体的施策

iv) 自律的なイノベーション・エコシステムの構築

② 高等教育・研究改革

イ) 研究力の向上

- ・ 研究設備・機器の共用化のガイドラインを2021年度までに策定し、各大学等による研究設備等の共用方針の策定・公表を促進する。また、集約配置等による研究設備の整備・共用(コアファシリティの強化)等を促進するとともに、効率的な研究体制の構築のため、遠隔操作可能な実験装置の導入など、共用研究設備等のデジタル化・リモート化を推進する。さらに、先端的な大型研究施設・設備や研究機器を戦略的に活用するとともに、**研究ニーズ等に柔軟に対応可能な国立大学等施設の整備計画を2020年度中に策定する。**

3. 統合イノベーション戦略2020(令和2年7月17日閣議決定)

第Ⅱ部 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)による我が国の難局への対応

第2章 具体的施策

1. 公衆衛生危機への対応の強化

(4) 感染症対策研究と人材育成の強化、人文・社会科学の知の活用

(研究支援・研究人材の育成)

○ **BSL4施設を中核とした感染症研究拠点に対する研究支援**、流行地における疫学研究、予防・診断・治療に資する基礎的研究、人文・社会科学分野も含む戦略的な国際共同研究等を行うとともに、将来のアウトブレイクに備えた臨床・疫学等のデータの蓄積・利活用、**中長期的な視点で将来の感染症対策に貢献し得る基礎研究及びそれらを支える研究基盤の充実を図る。**

(5) 将来の新たな感染症危機の発生に備えた体制整備

○ 感染症に係る基礎研究能力の向上及び人材の育成・確保等を図るため、**BSL4施設の整備等**について、必要な支援を行うとともに関係機関の連携を強化する。

第Ⅲ部 各論

第2章 知の創造

(1) 価値創造の源泉となる研究力の強化(若手研究者の挑戦支援、人文・社会科学の更なる振興等)

② 目標達成に向けた施策・対応策

＜研究力強化・若手研究者支援＞

《「**研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ**」の実施》

(研究環境の充実)

○ **共創の場としての「イノベーション・commons」の実現に向けて、先端的研究や新たな研究テーマ等にフレキシブルに対応するオープンラボの導入・拡大や研究施設の戦略的リノベーション(老朽改善・機能強化)を推進する。**

4. まち・ひと・しごと創生基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定)

第2章 政策の方向

2. 新たな日常に対応した地域経済の構築と東京圏への一極集中の是正

(2) 地方への移住・定着の推進

① 地方大学の産学連携強化と体制充実

地方大学には、地域「ならでは」の人材を育成・定着させ、地域経済を支える基盤となることが求められており、地域の特性やニーズを踏まえた人材育成やイノベーションの創出、社会実装に本気で取り組む**地方大学の機能強化を図る**ことが重要である。

複数の高等教育機関と地方公共団体、産業界等が恒常的に連携する「**地域連携プラットフォーム(仮称)**」の構築や、これを活用した地域産業の推進等に資するエコシステムの構築を推進する等、若者をはじめ地域の様々なステークホルダーにとって魅力的な地方大学を目指す。

第3章 各分野の政策の推進

1. 稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする

(1) 地域の特性に応じた、生産性が高く、稼ぐ地域の実現

① 地域資源・産業を活かした地域の競争力強化

iv 地域発イノベーション等の創出と地域産業の新陳代謝促進

【具体的取組】

(a) 地域発のイノベーションの創出の促進

- ・ 地方公共団体と地方大学が緊密に連携して、中長期的な見通しの下、その地域の活性化及び地域社会課題の解決に必要な研究シーズの社会実装や、そのために必要な人材を将来にわたって確保するために必要な取組を進めることを支援し、もって地方創生に資する科学技術イノベーションが地域において自律的・継続的に創出されるエコシステムを構築する。

4. まち・ひと・しごと創生基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定)

第3章 各分野の政策の推進

2. 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる

(1) 地方への移住・定着の推進

③ 魅力ある地方大学の実現と地域産業の創出・振興等

【具体的取組】

(a) 特色ある地方創生のための地方大学の振興

- ・ 大学と産業界・地方公共団体との連携強化を推進し、地域のニーズを踏まえた人材育成等を促進するため、各地域における地域連携プラットフォーム(仮称)の構築や、これを活用した地域産業の推進等に資するエコシステムの構築を推進する。

(c) 地域の専門人材の育成

- ・ 高等専門学校教育の高度化とともに、高等専門学校のシーズを地域の大学等及び地元企業等が活用できるようにすることで、地域課題の解決や地域産業の活性化を推進する。また、専門職大学・専門職短期大学・専門職学科について、開設する分野や地域の拡大を進め、実践的な職業教育や地域産業の振興を担う人材の育成を行う。